

いわき市で木材の製材、加工、販売を営む申立会社について、従業員らの避難に伴う休業及び事業再開後の風評被害による逸失利益等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	① 営業損害
	② 検査機器購入費用
期 間	自 平成23年3月11日
	至 平成23年8月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、合計金5584万円の支払義務があることを認める。

（内訳）

① 営業損害	金5572万円
② 検査機器購入費用	金12万円

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名又は記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月9日

（仲介委員長 小山達也、仲介委員 尾野恭史）